

学校統合に伴う第一中学校校舎及び屋内運動場の改築に係る基本方針
(具体的な整備項目)

1 学校整備の基本的な考え方

- (1) 生徒の主体的・対話的な活動と充実した学習指導を行う場として整備する。
 - ・ 基礎的・基本的な学力を身につけるきめ細かな指導を行うため、習熟の程度や興味・関心に応じた少人数指導、チームティーチングなどの多様な学習形態に対応する整備をする。
 - ・ 基礎的・基本的な学力の上に立って、生徒の興味や関心を引き出す環境を整備する。
 - ・ 特別な支援を必要とする児童に対する「特別支援教育」の充実を図るよう整備をする。
 - ・ 屋内運動場の整備に併せて武道場を整備する。
- (2) 健康的かつ安全で豊かな施設として整備する。
 - ・ 生徒が安心して学校生活を過ごせるよう、防犯や施設の安全性に配慮した整備をする。
 - ・ 障がいの有無を問わず安全に施設を利用できるよう、バリアフリー化を目指し整備する。
 - ・ 生徒が授業の合間に友人と交流したり、悩みを相談し受け止める場を確保する等、うるおいのある空間づくりを工夫した整備をする。
 - ・ 教職員の働く場としてふさわしい環境に配慮した整備をする。
- (3) 地域との連携・協働の施設として整備する。
 - ・ 統合校で受け継がれている様々な伝統や文化を、継承する施設の整備をする。
 - ・ 学校を地域や保護者との連携の場として位置づけた整備をする。
 - ・ 地域のスポーツ活動、コミュニティーの場として、学校が利用されることを前提に整備する。
 - ・ チームとして学校を支える専門スタッフ等のスペースを整備する。
- (4) 変化に対応できる施設として整備する。
 - ・ 教育内容・方法や社会的変化等に対応し、学校施設を長く使いこなせるための施設を整備する。

2 改築場所

基本的には現在の第一中学校の校地内の北側に改築する。

- ・ 日頃市、越喜来、吉浜の3中学校が第一中学校に統合する編入統合であること。
- ・ 第一中学校の現校地が約 34,200 m² (平場で 30,200 m²) と十分な敷地面積が確保されていること。

3 施設規模

文部科学省の学校設置基準を踏まえるとともに、生徒数や学級数を考慮した適正な規模とする。

- ・ 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令による学級数に応ずる校舎必要面積算出方法により算出すると、校舎で 6,224 m² (現 5,239 m²)、屋内運動場で 1,138 m² (現 1,033 m²) に武道場約 250 m²を加えた規模の施設が想定される。